

令和元年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について決算の説明資料等において明らかにすることとされています。令和元年度一般会計決算について以下のとおり明示します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 56,985 千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 1,018,183 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	186,946	135,883			6,272	44,791
	高齢者福祉事業	3,008			24	367	2,617
	児童福祉事業	509,527	336,379		24,274	18,286	130,588
	小計①	699,481	472,262		24,298	24,925	177,996
社会保険	国民健康保険事業	56,674	35,382			2,615	18,677
	介護保険事業	104,541	5,043			12,221	87,277
	小計②	161,215	40,425			14,836	105,954
保健衛生	健康診査等事業	22,175	5			2,723	19,447
	予防接種事業	17,915	18			2,198	15,699
	後期高齢者医療事業	117,397	17,231			12,303	87,863
	小計③	157,487	17,254			17,224	123,009
合計(①+②+③)		1,018,183	529,941		24,298	56,985	406,959

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分の上、充当しています。